

お客さまに関する個人情報の取り扱いについて――

組合員・お客さまからご提供いただいた個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務や保障に関する情報のご提供、こくみん共済 coop およびJP共済生協の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。

また、組合員・お客さまの特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」にもとづき適切に取り扱います。

○所属団体について

所属する労働組合・共済会等（以下、「所属団体」といいます。）を通じて加入する場合は、本契約に関する個人情報（特定個人情報を除く）を所属団体へ提供させていただきます。

○再共済（再保険）について

再共済（保険）契約の締結や再共済（保険）金の請求等のため、再共済（保険）の取引先等に対して本契約に関する個人情報を提供することがあります。

○保有個人データ（共済契約等）の共同利用について

共済契約の維持および共済金のお支払いの適正化などを目的に、行政庁／支払査定時照会制度に加盟する共済事業団体・生命保険会社／損害保険会社等との間で、本契約に関する個人情報を共同利用させていただくことがあります。

※個人情報の取り扱いに関する詳細は、
こくみん共済 coop ホームページ (<https://www.zenrosai.coop>)
JP共済生協ホームページ (<https://www.postlife.or.jp/>)
をご参照ください。

苦情のお申し出先と裁定・仲裁の申し立てについて
1.苦情のお申し出先について こくみん共済 coop(当会)では、組合員の皆さまが安心して各種共済をご利用いただき、よりご満足いただけるサービスをご提供するため、苦情の受付窓口を開設しております。 苦情は、受付専用窓口の「こくみん共済 coopお客様相談室」へご相談ください。なお、当会ホームページでも受け付けております。 ◆こくみん共済 coop お客様相談室 ・専用フリーダイヤル 0120-603-180 ・受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日・年末年始除く） ・ホームページ https://www.zenrosai.coop 2.裁定または仲裁の申し立てについて 苦情などのお申し出につきまして、当会で解決に至らなかった場合、第三者機関として下記の「一般社団法人 日本共済協会 共済相談所」をご利用いただくことができます。 共済相談所では、裁定または仲裁により解決支援業務を行っています。なお、共済相談所は「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」（ADR促進法）にもとづく法務大臣の認証を取得しています。 ■一般社団法人 日本共済協会 共済相談所 ・電 話 03-5368-5757 ・受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日・年末年始除く） ※ただし、自動車事故の賠償にかかわるものはお取り扱いしておりません。

ご契約者の皆さまへ
こくみん共済 coop（当会）は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる十分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。 当会は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています。

契約に関するお問い合わせは

ポストライフサービスセンター

 0120-562-060

受付時間 9：30～17：30（土・日・祝日・年末年始は除く）

※受付時間の変更となる場合があります。

最新情報はJP共済生協ホームページでご確認ください。



組合員および出資金について
JP共済生協は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合です。 生活協同組合は、組合員の参加により運営されており、郵政関連企業で勤務されている方で、出資金をお支払いいただければどなたでもJP共済生協の組合員となることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員となられる方には、生活協同組合運営のために出資（100円）をお願いしています。 なお、すべてのご契約を解約された場合、またはご契約が失効となり、効力を失った場合等で、引き続き事業をご利用されない場合には、速やかにJP共済生協へご連絡をいただき、組合員出資金返戻請求の手続きを行ってください。 また、2年以上事業を利用せず、住所変更の手続きをいただけない場合には、脱退の予告があったものとみなし、脱退の手続きをさせていただく場合がありますので、ご注意ください。 1. 組合員の資格 (1) 郵政関連企業に勤務する方は、JP共済生協の組合員となることができま。 (2) 郵政関連企業に勤務していた方で、JP共済生協の事業を利用することを適当とする方は、JP共済生協の承認を受けて、JP共済生協の組合員となることができま。 2. 届出の義務 組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、またはその氏名もしくは住所を変更したときは、速やかにその旨をJP共済生協に届け出てください。 3. 自由脱退 (1) 組合員は、事業年度の末日の90日前までにJP共済生協に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができます。（注1）JP共済生協の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日です。 (注2) 出資金は、脱退した後に払戻します。 (注3) 脱退の予告にあたっては、JP共済生協の定める書類による手続きが必要です。 (2) JP共済生協は、組合員が住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとします。 (3) 第2項の規定により脱退の予告があったとみなそうとするときは、JP共済生協は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告を行います。 (4) 第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとします。 4. 法定脱退 組合員は、次の(1)から(3)までのいずれかの事由によって脱退します。 (1) 組合員たる資格の喪失（郵政関連企業を退職したとき等） (2) 死亡 (3) 除名 (注) (1) (2) の場合、JP共済生協の定める書類による手続きが必要です。 5. 除名 JP共済生協は、組合員が次の(1)または(2)のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができます。 (1) 1年間JP共済生協の事業を利用しないとき。 (2) JP共済生協の事業を妨げ、または信用を失わせる行為をしたとき。 6. 出資1口の金額およびその払込み方法 出資1口の金額は100円とし、全額一時払込みとします。 7. 脱退組合員の払戻し請求権 脱退した組合員は、その払込済出資額の払戻しをJP共済生協に請求することができます。 (注) 出資金の払戻請求を脱退した時から2年間行わなかった場合は、その請求権は時効によって消滅します（消費生活協同組合法（昭和23年7月30日法律第200号）第23条）。 8. その他注意事項 (1) 出資金の払戻しは、組合員または相続人名義の口座に送金します。 (2) 共済証書等、JP共済生協からの書類の発送は、普通郵便とします。

住宅損害による事故のご連絡は

住宅損害受付センター

 0120-131-459

24時間365日受付だから安心！

2023年7月版

JP共済生協NEWS
No.126

90d23B033

風水害等
給付金付

火災共済
自然災害共済

風水害等給付金付火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済

みんなの住宅と家財を守る保障



郵政関連企業で働く仲間
のための保障の生協です

JP共済生協は消費生活協同組合法（生協法）に基づき、厚生労働省の認可を受けて設立された生活協同組合です。発足以来、郵政関連企業で働く方のために、保障の事業を行う生協として営利を目的とせず、健全な事業運営を行っています。

取 扱 団 体：日本郵政グループ労働者共済生活協同組合（JP共済生協） 契約引受団体：全国労働者共済生活協同組合連合会（こくみん共済 coop）



FSC
www.fsc.org
ミックス
紙 | 責任ある森林
管理を支えています
FSC® C170021



※2021年度こくみん共済 coop
火災共済、自然災害共済の合計



※こくみん共済 coop全体
(2022年5月31日時点)

風水害等 給付金付 火災共済 自然災害共済

は 3つの安心で選ばれています！

1

家計にやさしい掛金

ムリ・ムダなく
備えられる

家計にやさしい掛金で、暮らしに
あった保障を備えられます。



2

元通りの生活へ、 手厚い保障

家も家財も
しっかり守る

住宅の損害の程度が^{*1}70%以上で
共済金を全額お支払いします。
家も家財も^{*2}再取得価額で保障します。



3

自然災害に きちんと対応

近年増加する
自然災害にも安心

火災はもちろん、風水害や地震など
による損害も、手厚く保障します。



*1 火災などによる焼破損割合 *2 火災などによる損害によって、住宅や家財を新たに購入・修理するために必要な金額。

ハザードマップで自宅のリスクを確認

自宅や地域の危険の種類、危険度がわかります。

こくみん共済 coop

お住まいの地盤診断 サービス

こんなことがわかります！

浸水の可能性

地震時の揺れやすさ

液状化の可能性

土砂災害の可能性

標高・地形・地質

診断はこちら

住所を入力するだけ！

こくみん共済 coop 地盤診断

こくみん共済 coop ホームページのサイト内検索
[地盤診断]からもアクセスできます。



こくみん共済 coop って？

共済はみんなで “たすけあう”仕組み。

みんなで掛金を出しあい、誰かが困ったときは
みんなで支えあう。
「共済」とは、自分にも、誰かのためにも役立つ
「たすけあい」の仕組みです。
たすけあいの生協として約70年歩み続け、保障と
暮らしを豊かにするサービスをお届けしています。



こくみん共済
coop

さあ、4ステップにそって
進みましょう！

住まいの安心に備える！

4つのステップ！

ステップ 保障内容を
1 知る — P.3~4

火災共済・自然災害共済のしくみや
保障額をご案内します。

ステップ 保障の対象とプランを
2 選ぶ — P.3~8

それぞれのライフスタイルやリスク
にあわせ、保障の対象とプランをお
選びください。

ステップ さらに安心を
3 プラス — P.9~10

お手頃な掛金の充実した特約で、
安心の幅を広げられます。

ステップ 自分の保障プランを
4 確認 — P.11~12

希望のプランを確認しましょう。
お見積もり・お申し込み方法に
ついてご案内します。

各ページ右上部のインデックスにそって
読み進めてください。

住まいの安心に備える！
4つのステップ！



■自分自身で確認したい方へ
試算確認ページ P.13~19

■ご契約のてびき P.20~26
(契約概要・注意喚起情報)

保障内容をご確認ください。

1 保障範囲 火災から自然災害まで幅広く保障します。

火災・落雷 など

(火災等共済金をお支払い)



- 火災
- 落雷
- 破裂・爆発
- 突発的な第三者の直接加害行為 (損害額5万円以上)
- 他人の住居からの水ぬれ
- 消化作業による冠水・破壊
- 他人の車両の飛び込み
- 建物外部からの物体の落下・飛来

台風・降雪 など

(風水害等共済金をお支払い)



- 暴風雨
- 突風・旋風 (竜巻含む)
- 台風
- 高波・高潮
- 洪水
- 豪雨・長雨
- 雪崩
- 降雪
- 降ひょう
- 上記による地すべり
もしくは土砂崩れ

地震 など

(地震等共済金をお支払い)



- 地震による損壊
- 噴火による火災
- 地震による火災
- 津波による損壊
- 噴火による損壊

盗難などによる損害

- 盗難による盗取・汚損・損傷が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合

火災共済の保障範囲

自然災害共済の保障範囲

手厚い保障の **大型タイプ** 手頃な掛金の **標準タイプ** どちらか1つをお選びいただけます。

※「自然災害共済」は「火災共済」にセットして加入いただけます。

「火災共済」、「自然災害共済」には、その他にも付随する保障があります。詳しくはP.5、6とP.20～「ご契約のてびき」をご覧ください。

2 保障額 損害原因ごとの最高保障額です。

加入口数により保障額を算出します (加入口数とは…1口=火災などのとき10万円の保障)。

加入限度額：住宅4,000万円(400口)、家財2,000万円(200口)の場合

火災共済

火災などのとき

■ 火災等共済金
最高保障額
6,000万円^{*1}
⊕15%の臨時費用共済金をお支払い^{*2}
(200万円限度)

台風・降雪などのとき

■ 風水害等共済金
最高保障額
300万円^{*1}
⊕15%の臨時費用共済金をお支払い^{*2}

+

自然災害共済

大型タイプ

地震などのとき

■ 地震等共済金
最高保障額
1,800万円^{*1}

台風・降雪などのとき

■ 風水害等共済金
最高保障額
4,200万円^{*1}

標準タイプ

地震などのとき

■ 地震等共済金
最高保障額
1,200万円^{*1}

台風・降雪などのとき

■ 風水害等共済金
最高保障額
3,000万円^{*1}

*1 実際にお支払いする共済金の額は、加入口数、被害・損害の程度によって異なります。

*2 臨時費用共済金…罹災後の臨時の支出に充てる費用としてお支払いする共済金です (火災共済のみ)。

保障の対象をお選びください。

お住まいにあわせてお選びいただけます。



住宅



家財

持ち家

〈保障の対象〉

住宅 + **家財**

火災や自然災害で被害に遭ったときは、住宅だけでなく家財にも被害がおよぶ場合が少なくありません。両方の備えが大切です。

〈保障の対象〉

住宅

住宅を貸している方や他の保険(共済)のご契約が満期となる方におすすめです。

〈保障の対象〉

家財

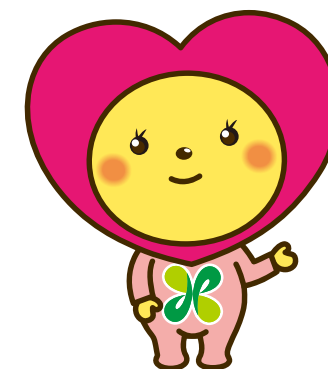
家財のみでも加入できます。万一のとき、家財を一度に買いそろえるのは思った以上に高額になるので備えていると安心です。

賃貸住宅

〈保障の対象〉

家財

近隣からの延焼によってお住まいの家財に被害が遭っても、相手に重大な過失がないと保障されないので、ご自身で備えることが大切です。



次のページであなたにピッタリの保障プランをご紹介します。

台風・降雪や地震にも
しっかり備えたい方に!

手頃な掛金で
備えたい方に!

風水害リスクの低い
マンション住まいの方に!

ベースプラン

火災共済
+
自然災害共済
標準タイプ

火災共済
+
自然災害共済
大型タイプ

シンプルプラン

火災共済
のみ

マンション構造専用プラン (風水害保障なしタイプ)

火災共済
+
自然災害共済
標準タイプ

火災共済
+
自然災害共済
大型タイプ

火災共済
のみ

火災・落雷などのとき

○

○

○

○

○

○

台風・降雪などのとき

○

◎

△

—

—

—

地震などのとき

○

◎

—

○

◎

—

保障範囲について ○:保障されます。 ◎:さらに手厚く保障されます。 △:ベースプランと比べて保障額が少なくなります。または、保障の一部が対象外となります。 —:保障されません。

火災共済には以下の保障も含まれます。※以下の金額は支払限度額です。

●臨時費用共済金★

火災等共済金の額・風水害等共済金の額×15%
[200万円が限度]

●持ち出し家財共済金

100万円 または、家財の契約共済金額の20%
(いずれか少ない額)

※持ち出し家財…家財のうち、共済契約関係者により家財を
収容する住宅内から一時的に持ち出された家財

●失火見舞費用共済金

100万円 または、契約共済金額の20%[1世帯40万円を限度]
(いずれか少ない額)

●水道管凍結修理費用共済金 ……10万円

※住宅契約に20口以上加入している場合のみ対象

●付属建物等風水害共済金★ ……支払額 2万円

(1世帯あたり)

※住宅契約に20口以上加入している場合のみ対象

●風呂の空だき見舞金

風呂釜と浴槽がともに
使用不能となったとき ……支払額 5万円

風呂釜のみが
使用不能となったとき ……支払額 2万円

※貸家・借家の場合、風呂の所有者によっては
支払対象外となることがあります。

●住宅災害死亡共済金★ ……1人300万円

(1人につき1口あたり5,000円)

さらにマンション構造の場合に 付随する保障です。

●漏水見舞費用共済金

50万円 または、契約共済金額の
20%[1世帯15万円を限度]
(いずれか少ない額)

●バルコニー等修繕費用共済金

30万円 または、住宅の契約共済金額
(いずれか少ない額)
※住宅契約に加入している場合のみ対象

●修理費用共済金★

100万円 または、契約共済金額の20%
(いずれか少ない額)

自然災害共済には以下の保障も含まれます。※以下の金額は支払限度額です。

■盗難共済金

・盗取、汚損、損傷…契約共済金額

・通貨(1万円以上)

20万円 または、家財の契約共済金額
(いずれか少ない額)

・預貯金証書

200万円 または、家財の契約共済金額
(いずれか少ない額)

・持ち出し家財

100万円 または、家財の契約共済金額の20%
(いずれか少ない額)

■傷害費用共済金★

(1事故1名につき) ……600万円
(1口あたり最高10,000円)

■地震等特別共済金

※加入口数が20口以上の場合のみ対象

大型タイプ ……支払額 4.5万円

標準タイプ ……支払額 3万円
(1世帯あたり)

■付属建物等特別共済金★

※住宅契約に20口以上加入している場合のみ対象

大型タイプ のみ…支払額 3万円
(1世帯あたり)

▶共済金をお支払いする場合(支払事由)についてはP.21、22でご確認ください。

“★”がついている共済金は、マンション構造専用(風水害保障なしタイプ)の場合、風水害等による損害は対象外となります。

各プランの加入例を参考にお選びください。

それぞれの例はご加入いただける最高額で計算しています。これより保障額および掛金を低く設定することもできます。



自然災害にもしっかり備える保障

ベースプラン

火災共済 + 自然災害共済 (大型タイプ)

例えば ●世帯主: 40歳 ●世帯人数: 4人
●延床面積: 25坪 (82㎡) ●住宅の所在地: 東京都
●建物構造など: 木造・戸建て(持ち家)
月々の掛金 **8,000円** (住宅保障 200口 家財保障 200口 加入)
▶年払いを選択された場合、年額の掛金は94,000円です。



■火災・落雷などのとき 火災等共済金



最高 **4,000万円**
+ 臨時費用共済金 **200万円**

下記の事由により損害が生じたとき

- 火災 ●落雷 ●破裂・爆発
- 突発的な第三者の直接加害行為 (損害額5万円以上)
- 他人の住居からの水ぬれ
- 消火作業による冠水・破壊
- 他人の車両の飛び込み
- 建物外部からの物体の落下・飛来

「こんなときにも安心♪」

留守中に空き巣に
家を荒らされ、
盗難被害に…



■盗難共済金 自然災害共済

盗取、汚損、損傷	通貨 (1万円以上)
4,000万円	20万円
預貯金証書	持ち出し家財
200万円	100万円

盗難により損害が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合に、盗難共済金を支払います。

■台風・降雪などのとき 風水害等共済金



最高 **3,100万円**
+ 臨時費用共済金 **45万円**

下記の事由により損害が生じたとき

- 暴風雨 ●突風・旋風 (竜巻含む) ●台風 ●高波・高潮 ●洪水
- 豪雨・長雨 ●雪崩 ●降雪 ●降ひょう
- 上記による地すべりもしくは土砂崩れ

■地震などのとき 地震等共済金



最高 **1,200万円**

下記の事由により損害が生じたとき

- 地震による損壊 ●地震による火災 ●噴火による損壊
- 噴火による火災 ●津波による損壊

ご加入者の声



青森県
男性 60歳

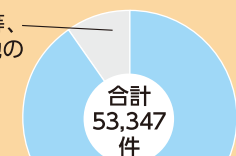
突風の被害でこんなに共済金
が支払われるとは思いません
でした。自然災害共済を付帯し
ていたので、手厚く給付されて
よかったです。

POINT!

共済金支払件数の
約90%が自然災害に
よるものです。

2021年度は2020年度に続き、自然災害に
伴う支払件数の割合が多くなりました。
(参考: 19年度…約93%、20年度…約90%)
自然災害へのしっかりとした備えが大切です。

火災等、
その他の
原因
9.7%



合計
53,347
件

自然災害 90.3%

こくみん共済 coop における
2021年度「住まいに関する共済金」
原因別支払件数の割合



手頃な掛金が魅力のシンプルな保障

シンプルプラン

火災共済

例えば ●世帯主: 40歳 ●世帯人数: 4人
●延床面積: 25坪 (82㎡) ●住宅の所在地: 東京都
●建物構造など: 木造・戸建て(持ち家)
月々の掛金 **2,400円** (住宅保障 200口 家財保障 200口 加入)
▶年払いを選択された場合、年額の掛金は28,000円です。



■火災・落雷などのとき 火災等共済金



最高 **4,000万円**
+ 臨時費用共済金 **200万円**

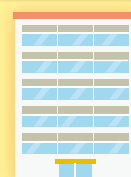
▶詳しい事由については左ページをご覧ください。

■台風・降雪などのとき 風水害等共済金



最高 **300万円**
+ 臨時費用共済金 **45万円**

▶詳しい事由については左ページをご覧ください。



マンションにお住まいの方への保障

マンション構造専用プラン (風水害保障なしタイプ)

火災共済 + 自然災害共済 (大型タイプ)

例えば ●世帯主: 40歳 ●世帯人数: 4人
●延床面積: 25坪 (82㎡) ●住宅の所在地: 東京都
●建物構造など: マンション(持ち家)
月々の掛金 **3,800円** (住宅保障 200口 家財保障 200口 加入)
▶年払いを選択された場合、年額の掛金は42,000円です。



■火災・落雷などのとき 火災等共済金



最高 **4,000万円**
+ 臨時費用共済金 **200万円**

▶詳しい事由については左ページをご覧ください。

■地震などのとき 地震等共済金



最高 **1,200万円**

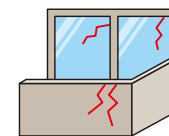
▶詳しい事由については左ページをご覧ください。

「こんなときにも安心♪」

火災によりバルコニーや窓ガラスなどの共用部分にも被害が…

■バルコニー等修繕費用共済金 火災共済

支払限度額 **30万円**



バルコニー、玄関扉、窓ガラスなどに火災等の被害を受けたとき
(風水害・地震等による損害は対象外)に共済金を支払います。

ご加入者の声



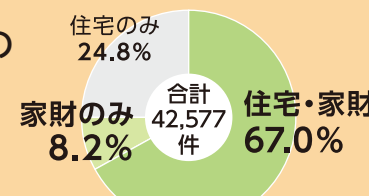
愛知県
男性 37歳

マンション構造専用プランだと
風水害の保障がない分、節約
ができるので加入しました。

POINT!

住宅だけでなく、家財の
共済金支払件数も多く
あります。

「家財」を含めた支払件数は
全体の約75%です。



合計
42,577
件

住宅・家財
67.0%

こくみん共済 coop における
2021年度「住まいに関する共済金」
原因別支払件数の割合

近隣への延焼

による損害を保障！

類焼損害保障特約

類焼損害共済金

月払掛金 200円 (年払掛金の場合 2,300円)

●火災共済に30口以上加入している場合にセットできます。

POINT!

自宅が火元となり、近隣の住宅へ延焼しても重過失でなければ損害賠償責任は生じません。しかし、その延焼を受けた住宅が火災保障に未加入であれば、生活再建は難しくなります。ご近所との関係を円滑にするためにも備えは大切です。

支払事由

住宅から発生した火災、破裂または爆発により、近隣の住宅およびそこに収容される家財に生じた損害

支払限度額 1億円

ご加入者の声

石川県 男性 61歳

類焼損害保障特約は、すごく安心です。自分の家よりも他人さまに迷惑を掛けてしまったときの保障がないと心配だったので、すごいと思いました。

ご自身やご家族が法律上の賠償責任を負ったときに保障！

個人賠償責任共済

損害賠償共済金
賠償費用共済金★

月払掛金 200円 (年払掛金の場合 2,300円)

●火災共済に30口以上加入している場合にセットできます。
個人賠償責任共済は、こくみん共済の「個人賠償プラス」と同じ保障です。ご自身やご家族が、当会や他保険等で同種の保障(損害賠償責任保障)に加入している場合、保障が重複することがあります。

POINT!

自転車で衝突して歩行者にけがを負わせるなど、賠償金が高額となる事故も多くなっていますので、万一来に備えましょう。

支払事由

日本国内において、次の(1)や(2)により、他人を死傷させたり、他人の物を壊したり、電車等を運行不能にさせたことで、被共済者が法律上の損害賠償責任を負った場合
(1)日常生活における偶然な事故
(2)被共済者が居住する住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故

支払限度額 3億円+ 対人臨時費用 (対人事故のとき)

1つの契約で、ご家族も保障の対象となります。
詳しくは、P.24ご契約のてびき「個人賠償責任共済【被共済者の範囲】」をご確認ください。

対人臨時費用	死亡させたとき	10日以上入院させたとき	謝罪等をしたとき
	10万円	2万円	3,000円

※借家人(被共済者)が賃借している不動産について、貸主に対して生じた損害賠償責任は保障の対象となりません。
※貸家の所有・使用・管理に起因する貸主(被共済者)の法律上の賠償責任は保障の対象となりません。

ご加入者の声

静岡県 女性 67歳

孫も一緒に住んでいるので、自転車で他人にけがをさせてしまったのはと気になっていました。個人賠償責任共済は掛金も手頃ですし、家族も対象になるので安心です。

盗難

により生じた損害を保障！

盗難保障特約

盗難共済金

月払掛金 100円 (年払掛金の場合 1,100円)

●火災共済のみの加入で家財契約に30口以上加入している場合にセットできます。

POINT!

侵入窃盗は、家財を盗み取られるとともに、汚されたり、壊されたりすることがあります。この特約は、盗難に伴うこれらの家財の被害を保障し、万一の際にお役に立ちます。

※火災共済の住宅契約のみの加入、または、自然災害共済に加入している場合は加入することができません。

支払事由

盗難による盗取・汚損・損傷が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合

支払限度額 300万円

被害内容	支払限度額
盗取、汚損、損傷	300万円
通貨(1万円以上)	20万円
預貯金証書	200万円
持ち出し家財	60万円

※左記4つの被害内容の共済金額は合計して300万円が限度になります。また、家財における被害が対象となります。
※預貯金証書の損害は、次の事実があったときに限ります。
・盗難を知った後、直ちに預貯金先に被害の届け出をしたこと。
・預貯金が引き出されていたこと。
※持ち出し家財の盗難とは、持ち出し家財が日本国内の他の建物内で、盗難に遭うことをいいます。

賃貸住宅にお住まいの方へ

貸主に 対して法律上の賠償責任を負ったときに保障！

借家人賠償責任特約

損害賠償共済金
賠償費用共済金★

●火災共済の家財契約に30口以上加入している場合にセットできます。

POINT!

賃貸住宅には原状回復義務があります。借りている部屋の壁やレンジフードを焼損してしまったときなど、貸主(家主)への賠償責任が生じる場合に備える保障です。

支払事由

居住する借用住宅が火災、破裂または爆発、漏水等により破損し、貸主に対して法律上の賠償責任を負った場合

支払限度額 4,000万円 (400口加入の場合)

★賠償費用共済金

損害賠償共済金とは別に、損害賠償するにあたって要した費用に対し、契約共済金額を限度にお支払いします。

損害賠償するにあたって要した費用とは

①損害の防止または軽減のために要した費用のうち、当会が必要または有益であったと認める費用など
②訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に要した費用
③示談交渉に要した費用

1口あたりの掛金

建物構造区分	月払い	年払い
木造構造	4円	45円
鉄骨・耐火構造	2円	20円
マンション構造	1.5円	15円

※詳しくはP.15をご覧ください。

WEBで

カンタンお見積もり /

●パソコン・スマートフォンから

J P 共済生協

検索

スマートフォンはこちらから▶
(一部対応できない機種があります)



試算結果を一覧表示



おすすめプラン以外のプランを選択することもできます。

お見積もり結果は保存できます。

(画像はイメージです。)

お申し込み
カンタンポイント！

お見積もりからそのまま加入申込書をダウンロード！
申込書にはプラン内容が印字されますので記入がカンタンです。
ダウンロードした封筒でご郵送ください。

お電話で

詳しい保障内容などのお問い合わせは

■ポストライフサービスセンター  **0120-562-060**

●受付時間 9:30～17:30(土・日・祝日・年末年始は除く)
※受付時間が変更となる場合があります。最新情報は J P 共済生協ホームページでご確認ください。

お申し込み
カンタンポイント！

この冊子と組合員番号をお手元にご用意ください。
(申込書が同封されている場合はあわせてご用意ください。)
スムーズにご案内できます。

WEB・お電話
から

郵送でお申し込みいただいた方のお支払いについて

初回掛金を給与控除・自動払込にてお支払い

- 申込書を J P 共済生協までお送りください。
- 受付日(消印日)の翌月に初回掛金を給与控除または自動払込にてお支払いいただきます。
- ・現職者の方…給与支給日
- ・退職者の方…24日(金融機関の休業日にあたる場合は前営業日となります)

保障の開始日(発効日)

申込書の受付日(消印日)の
翌々月1日の午前零時から保障開始。

※これ以前の保障の開始日を希望の場合は、ポスト
ライフサービスセンターまでご連絡ください。

例

契約の発効までの流れ



5月〇日 受付日(消印日)

5月

6月

7月

初回掛金の払込日



申込日によっては、初回掛金の引き落としの手続きが間に合わないケースがあります。
その場合は、翌月に引き落としさせていただきます。

ご加入後にお届けする書類等について

共済契約証書

お申し込みから約1ヵ月後に「共済契約証書」と「ご契約のしおり」をお届けします。重要な書類ですので大切に保管してください。

契約更新のご案内

火災共済・自然災害共済は毎年12月31日に更新を迎えます。毎年8～9月頃に契約更新のご案内をお届けします。

共済掛金払込証明書

共済掛金払込証明書(地震保険料控除)は毎年10月頃にお送りします。
火災共済のみにご加入の場合は発行されません。

ご自身で確認したい方に！

次ページ以降で試算ができます。
ご自身のお住まいに必要な保障額や掛金を確認できます。



P.13～ 必要保障額の確認
住宅・家財の必要保障額を確認できます。

P.15～ 掛金の試算
各プランを試算します。

P.19 お支払いする共済金額
被害の程度に応じた共済金支払額を確認できます。



お申し込みの際、耐火基準を証明する書類を提出していただく場合があります。

耐火基準の書類の確認は P.17 または J P 共済生協のホームページでご確認ください。

必要保障額の確認

必要保障額とは、元通りの生活を再建するためにいくら かかるか、その目安となるものです。

持ち家の方は **住宅** や **家財**、それぞれの必要保障額を求めます。

賃貸住宅の方は **家財** の必要保障額を求めます。



住宅の必要保障額

- お住まいの地域や住宅構造によって、1坪あたりの加入基準額が異なります。下の図の「**住宅構造**」と「**所在地**」から、「**1坪あたりの加入基準**」をご確認ください。

「住宅構造」についてはP.17「建物構造区分確認ガイド」をご参照ください。

〈住宅の加入基準〉		1坪(3.3m ²)あたりの加入基準
住宅構造	住宅の所在地	
木造構造	東京、神奈川、京都、大阪	ア 80万円
	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、長野、山梨、静岡、富山、石川、福井、愛知、岐阜、三重、滋賀、奈良、和歌山、兵庫、島根、鳥取、岡山、広島、山口、福岡、沖縄	70万円
	その他の道県	60万円
鉄骨・耐火構造 マンション構造	東京、神奈川	90万円
	埼玉、千葉、山梨、静岡、愛知、岐阜、三重、滋賀、奈良、京都、大阪、和歌山、兵庫	80万円
	その他の道県	70万円

- 住まいの延床面積を確認。

坪数を計算してください。※坪数小数点以下切り上げ

$$\boxed{} \text{ m}^2 \div 3.3 = \boxed{\text{イ}}$$

例えば

埼玉県にお住まいのYさん(木造構造・戸建て〈30坪〉・45歳・4人家族)の場合

1坪あたりの加入基準	延床面積	住宅の必要保障額
ア 70 万円	イ 30 坪	A 2,100 万円

ご自身の場合を計算してください

1坪あたりの加入基準	延床面積	住宅の必要保障額
ア 万円	イ 坪	A 万円

※住宅の必要保障額のうち加入できるのは4,000万円が限度です。

この金額が、住宅を再建するために必要となる保障額の目安です。

この額より低く設定することで、掛金を抑えることも可能です。



必要保障額は現在の住宅と同程度のものを再建するための充分な額として設定しています。必要保障額を超えて加入することはできません。したがって、他の共済(保険)にご契約がある場合は、この試算した必要保障額からその分を差し引いてご契約ください。



家財（家具・家電・衣類など生活に必要なもの）の必要保障額

- 住宅の延床面積・世帯主の年齢・世帯の人数によって、家財の必要保障額が異なります。下の図の「**住宅延床面積**」と「**世帯主年齢**」「**世帯人数**」から、ご確認ください。

〈家財の加入基準〉		世帯人数				
住宅延床面積	世帯主年齢	単身	2人	3人	4人	5人以上
10坪以上	30歳未満	B 500万円	900万円	1,000万円	1,100万円	1,200万円
	30歳以上 40歳未満	600万円	1,300万円	1,400万円	1,500万円	1,600万円
	40歳以上	700万円	1,800万円	1,900万円	2,000万円	2,000万円
10坪未満		上記の額、または700万円のいずれか少ない額				

例えば

P.13のYさんの場合
(10坪以上・45歳・4人家族)

家財の必要保障額

B 2,000 万円

家財の必要保障額

ご自身の場合をご記入ください

B 万円

※家財の必要保障額のうち加入できるのは2,000万円が限度です。

この金額が、家財を再取得するために必要となる保障額の目安です。

この額より低く設定することで、掛金を抑えることも可能です。

あなたのご加入可能額

※持ち家の場合、住宅のみ・家財のみの加入もできます。

住宅の場合は **A** − 他の共済(保険)契約額 = 万円

家財の場合は **B** − 他の共済(保険)契約額 = 万円

合計 (住宅+家財) = 万円

次は掛金の試算です。P.15をご覧ください。

掛金の試算



1 まず、前のページで決まったご加入可能額を口数に換算します。

掛金は、「加入口数」×「1口あたりの掛金」で計算しますので加入口数を算出します。

口数とは掛金を計算するときに必要な単位で、保障の大きさを表すものです。 **1口 = 保障額 10万円** (火災共済)

例えば P.13、14のYさんの場合
住宅 2,100万円 + 家財 2,000万円 = 4,100万円ですから
4,100万円 ÷ 10万円 = 410口 となります。

同じ要領で、ご自身の場合を計算してください

ご加入可能額の合計 万円 ÷ 10万円 = 加入口数 ※

⚠ 住宅・家財それぞれ20口単位(偶数)にてお申し込みください。

※加入できるのは住宅は400口・家財は200口までです。

2 ご希望のプランをお選びになり、右ページの「1口あたりの掛金」に「加入口数」を掛けます。「1口あたりの掛金」は建物の構造やご加入するプランによって異なります。

火災はもちろん、地震・台風などの自然災害にもしっかり備える！

ベースプラン

手頃な掛金で火災・台風などに備える！

シンプルプラン

風水害リスクの低いマンションに火災・地震の手頃な備え！

マンション構造専用プラン
(風水害保障なしタイプ)

3 次に、特約の付帯加入をご検討ください。

詳しい保障内容は P.9、10をご覧ください。

4 賃貸住宅にお住まいの方には借家人賠償責任特約をおすすめします。

※特約のみの加入はできません。火災共済の家財契約に30口以上加入している場合にお申し込みいただけます。

借用住宅の種類による保障額の目安を参考に、希望する保障額を設定します。

借用住宅の種類	保障額の目安
マンション・アパート	延床面積50㎡未満 1,000万円 (100口) 延床面積50㎡以上 2,000万円 (200口)
戸建て	2,000万円 (200口)

※上の表により算出した保障額を超える損害賠償責任が発生する場合があります。

希望する保障額は？ ⚠ 2口単位(偶数)にてお申し込みください。

万円 ÷ 10万円 = 口

※500万円(50口)～4,000万円(400口)の範囲で加入できます。

1口あたりの掛金

建物構造区分	月払い	年払い
木造構造	4円	45円
鉄骨・耐火構造	2円	20円
マンション構造	1.5円	15円

× 口 = 借家人賠償責任特約の掛金 E

「建物構造区分」についてはP.17「建物構造区分確認ガイド」をご参照ください。

- 掛金は月払い・年払いからお選びいただけます。
- 自然災害共済は火災共済と同口数での加入となります。

ベースプラン

1口あたりの掛金	建物構造区分	月払い	年払い	加入口数	住宅・家財保障の掛金
火災共済 + 自然災害共済 標準タイプ	木造構造	15.5円	180円	× 口	= C 円
	鉄骨・耐火構造	9.5円	110円		
	マンション構造	8.5円	90円		

1口あたりの掛金	建物構造区分	月払い	年払い	加入口数	住宅・家財保障の掛金
火災共済 + 自然災害共済 大型タイプ	木造構造	20円	235円	× 口	= C 円
	鉄骨・耐火構造	12.5円	145円		
	マンション構造	11円	120円		

シンプルプラン

1口あたりの掛金	建物構造区分	月払い	年払い	加入口数	住宅・家財保障の掛金
火災共済	木造構造	6円	70円	× 口	= C 円
	鉄骨・耐火構造	3.5円	40円		
	マンション構造	3円	30円		

マンション構造専用プラン (風水害保障なしタイプ)

1口あたりの掛金	建物構造区分(マンション構造)	月払い	年払い	加入口数	住宅・家財保障の掛金
火災共済 + 自然災害共済 標準タイプ		7.5円	80円	× 口	= C 円
	火災共済 + 自然災害共済 大型タイプ	9.5円	105円		
火災共済		2.5円	25円		

特約の掛金額

類焼損害保障特約	盗難保障特約	個人賠償責任共済	特約の掛金
月払い 200円 年払い 2,300円	月払い 100円 年払い 1,100円	月払い 200円 年払い 2,300円	= D 円

※類焼損害保障特約、個人賠償責任共済は火災共済に30口以上、盗難保障特約は火災共済のみの加入で家財契約に30口以上加入している場合に加入できます。

住宅と家財の保障や特約などの掛金を合計します。

持ち家の方は…

住宅・家財保障の掛金 C 円 + 特約の掛金 D 円 = 掛金額の合計 円

賃貸住宅の方は…

家財保障の掛金 C 円 + 特約の掛金 D 円 + 借家人賠償責任特約の掛金 E 円 = 掛金額の合計 円

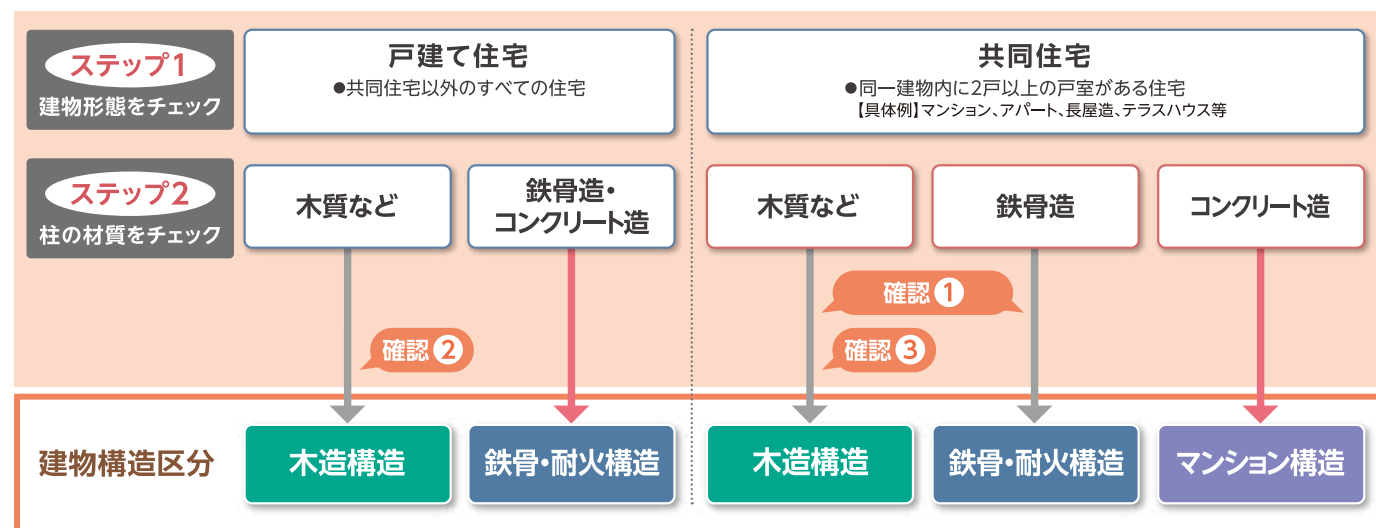
「建物の形態」と「柱の材質」でチェック 建物構造区分確認ガイド

掛金は住宅の構造（建物構造区分）によって変わりますので、以下の **ステップ1** と **ステップ2** をご覧いただき「建物構造区分」をご確認ください。

●ホームページでもカンタンに建物の構造を確認できます。



（柱の材質が「木質など」の方、共同住宅で「鉄骨造」にお住まいの方は **ステップ3** をご確認ください）



ステップ3
耐火基準をチェック

確認①
昭和35年以降建築の地上4階建て以上の建物で、3階以上の階が共同住宅の場合、建物構造区分は **マンション構造** を適用します。
※上記以外でも、共同住宅で【耐火建築物】に該当する場合、建物構造区分は **マンション構造** を適用します。
下記 **解説④** を参照いただき、ご不明な場合は J P 共済生協までお問い合わせください。

確認②
【耐火建築物】【準耐火建築物】【省令準耐火建物】のいずれかに該当すれば建物構造区分は **鉄骨・耐火構造** です。

確認③
【準耐火建築物】【省令準耐火建物】のいずれかに該当すれば建物構造区分は **鉄骨・耐火構造** です。

申込書・ステップ3の記入方法

- 「耐火基準」は **①** 耐火建築物を選択してください。
- 「確認方法欄」は **②** とご記入ください。

解説 建物構造区分確認について

- 1 「二世帯住宅」の建物形態**

建物内部で行き来のできない二世帯住宅（区分登記できる二世帯住宅）の場合は「共同住宅」です。建物内部で行き来のできる二世帯住宅は「戸建て住宅」になります。
- 2 柱が見えない場合の材質の確認方法**

●柱の材質について

木質など
鉄骨造・コンクリート造以外
※柱がない枠組壁工法建物（2×4建物）を含みます。

鉄骨造
すべての柱（付け柱・飾り柱除く）を鉄骨（CFT含む）または鋼材を用いて組み立てた建物をいい、鉄骨をモルタル、プレキャストコンクリート板、石膏ボード等で被覆したものを含みます。なお、土蔵造も鉄骨造となります。

コンクリート造
すべての柱（付け柱・飾り柱除く）をコンクリートで造った建物をいいます。なお、鉄筋コンクリート造・コンクリートブロック造（鉄補強材含む）・れんが造・石造もコンクリート造となります。
- 3 鉄骨と木の柱が混在している場合**

「木質など」に該当します（ただし、付け柱、飾り柱除く）。なお、「コンクリート造」と「鉄骨造」が混在する場合は、「鉄骨造」に該当します。
- 4 【耐火建築物】【準耐火建築物】【省令準耐火建物】に該当するかどうかご不明な場合**

次の方法でご確認のうえ、申込書・ステップ3の確認方法欄には該当する番号をご記入ください。

確認方法	記入番号
J P 共済生協のホームページで耐火基準コードを確認	4
建築確認申請書、仕様書、他の火災保険証券などでの確認 ※申込時に「建築確認申請書」「仕様書・設計書」「保険証券」などの写しが必要です。	1
「耐火基準申請書」を施工者等に記入いただき申込書と一緒に J P 共済生協へ提出ください。 ※「耐火基準申請書」は J P 共済生協へお問い合わせください。	3

ご不明な場合は、J P 共済生協へお問い合わせください。

掛金は住宅の構造（建物構造区分）によって変わりますのでしっかりチェックしましょう。

建物構造確認についてよくあるご質問

Q1 「二世帯住宅」は「共同住宅」ですか？
A 建物内部で行き来のできない二世帯住宅（区分登記できる二世帯住宅）の場合は「共同住宅」です。建物内部で行き来のできる二世帯住宅は「戸建て住宅」になります。

Q2 柱が見えないので、柱の材質が分かりません。どのように確認すればよいのですか？
A 建築図面などで確認するか、建築業者や不動産業者に確認をお願いします。確認ができない場合は「木質など」の取り扱いとしてください。

Q3 鉄骨と木の柱が混在する場合は、「鉄骨造」と「木質など」のどちらに該当しますか？
A 「木質など」に該当します（ただし、付け柱、飾り柱除く）。なお、「コンクリート造」と「鉄骨造」が混在する場合は、「鉄骨造」に該当します。

Q4 賃貸住宅の耐火基準はどのような方法で調べることができますか？
A 不動産賃貸業者が作成した賃貸契約書などに記載がないか確認してください。入居時に火災保険に加入した場合、火災保険の保険証券に記載されている場合もあります。

Q5 木造住宅の場合は、耐火基準を調べなくとも「木造構造」としてよいのでしょうか。
A 一般に木造住宅と称される建物でも耐火基準に該当する場合があります。必ず耐火基準に該当するかどうか確認していただくをお願いします。

Q6 耐火基準が調べられない場合や、調べても分からない場合は、どうすればよいのでしょうか？
A 耐火基準の確認ができない場合は、耐火基準に該当しないものとして判断してください。

Q7 建築業者が倒産したため、業者に確認ができない場合には、どのようにすればよいですか？
A 建築確認申請書等でのご確認をお願いします。

Q8 【耐火基準申請書】は提出する必要がありますか？
A 【耐火基準申請書】は、P.17で耐火基準に適合するかどうかの確認をし、提出が必要な場合のみ施工者様等に証明をうけたものをご提出ください。
※耐火基準申請書は J P 共済生協ホームページよりダウンロードできます。

Q9 「防火地域（または準防火地域）」に住んでいますが、耐火基準に該当しますか？
A 防火地域（または準防火地域）であっても、ご契約の物件が耐火基準に該当しない場合があります。お手数ですが、耐火基準が記載された書類などで確認をお願いします。

お支払いする共済金額

! 火災共済・自然災害共済の共済金は住宅の所有者が契約された場合は非課税となります。できるだけ所有者が契約者になるようにしてください。

P.15で算出した **加入口数** からお支払いする共済金額を計算できます。

加入口数 × **1口あたりの共済金** がお支払いする共済金となります。 ※支払限度額がありますのでご注意ください。

火災などのとき

ベースプラン

シンプルプラン

マンション構造専用プラン

火災等共済金

火災共済			
被害の程度	1口あたりの共済金	支払額	臨時費用共済金
全焼損 (住宅の70%以上の焼破損)	10万円	契約共済金額の全額	お支払いする共済金の
半焼損・一部焼損 (住宅の70%未満の焼破損)	—	契約共済金額を限度とした再取得価額	15% (200万円が限度)

台風・降雪などのとき

ベースプラン

シンプルプラン

ベースプラン

風水害等共済金

火災共済			
被害の程度	損害の程度	1口あたりの共済金	支払限度額
全壊・流失	70%以上	30,000円	300万円
半壊	損壊率 住宅の	50%～70%未満	15,000円
		30%～50%未満	15,000円
		20%～30%未満	15,000円
一部壊	損害額	100万円を超える	4,000円
		50万円を超え100万円以下	2,000円
		20万円を超え50万円以下	1,000円
床上浸水	50%以上 全床面の	10万円を超え20万円以下	500円
		150cm以上	15,000円
		100cm～150cm未満	10,000円
	50%未満 全床面の	70cm～100cm未満	7,000円
		40cm～70cm未満	5,000円
		40cm未満	3,000円
		100cm以上	3,000円
		100cm未満	1,000円

※火災共済において、住宅・家財いずれかのみの契約の場合、支払限度額は上の表の半額となります。 ※マンション構造専用(風水害保障なしタイプ)の場合は対象外です。

地震などのとき

ベースプラン

マンション構造専用プラン

地震等共済金

自然災害共済			
被害の程度	損害の程度	1口あたりの共済金	支払限度額
全壊・全焼	70%以上	30,000円	1,800万円
大規模半壊・大規模半焼	50%～70%未満	18,000円	1,080万円
半壊・半焼	20%～50%未満	15,000円	900万円
一部壊・一部焼	損害額	100万円超	3,000円

地震等特別共済金 自然災害共済

住宅の損害額が20万円を超え100万円以下の場合、以下のとおりお支払いします。

大型タイプ は1世帯あたり 4.5万円 **標準タイプ** は1世帯あたり 3万円

地震等災害見舞金について

地震等による損害を被り、火災共済に30口以上の加入があり、かつ、住宅の損害額が20万円を超えるときは、地震等災害見舞金をお支払いする場合があります(地震等とは、地震もしくは噴火、またはこれらによる津波をいいます)。

この見舞金は、火災共済・自然災害共済による保障とは別にお支払いするものです。年間の総支払限度額を設けて、その範囲内でお支払いすることになるため、お支払いをお約束するものではありません。

※貸家契約、空家契約は対象となりません。

ご契約のてびき

このご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)は、ご契約に際して特にご確認いただきたい重要事項をご説明するものです。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認・了承のうえお申し込みください。なお、ご契約の内容は商品名に応じた事業規約・細則によって定まります。このご契約のてびきは、ご契約の内容すべてを記載したものではありません。ご不明な点がございましたら、J P共済生協までお問い合わせください。ご契約内容となる事業規約・細則は、こくみん共済 coop (以下「当会」)のホームページ(<https://www.zenrosai.coop/tebiki.html>)よりご参照ください。

用語の説明

【契約者】当会と契約を結び、契約上の権利・義務を持つ方。出資金を払い込んで組合員となる必要があります。

【共済契約関係者】契約者およびその人と生計を一にする親族をいいます。

【生計を一にする(同一生計)】日々の消費生活において、各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算することをいいます。同居であることを要しません。

【共済金受取人】共済金受取人は契約者です。契約者が死亡したときの共済金受取人は、契約者の相続人となります。

【支払事由】共済金が支払われる事由をいいます。

【発効日】申し込まれた契約の保障が開始する日をいいます。

【共済の目的(保障の対象)】契約により保障されるものをいいます。

【共済契約証書】契約の成立および内容を証するため、契約の内容を記載し、契約者にお届けするものをいいます。

【再取得価額】被害にあったものと同程度のものを新たに購入・修復する

ために必要な当会が定めた標準的な価額をいいます。

【損壊】壊れ、破れ、亀裂、傷、傾斜、変形、ずれをいいます。

【床上浸水】居住の用に供する部分の床面(畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます)を超える浸水または地盤面(床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます)から45cmを超える浸水により、日常の生活を営むことができない場合をいい、床面以上に土砂が流入した場合を含みます。

【配偶者】法律上の婚姻関係にある方、内縁関係にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方(以下「内縁関係にある方等」)をいいます。内縁関係にある方等とは、生活実態をもとに当会が認めた方をいい、主たる被共済者または内縁関係にある方等に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。

【未婚】これまでに婚姻歴がないことをいいます。

契約締結前にご確認いただく事項

1 共済商品名称と該当する事業規約・細則

契約概要

共済商品名	事業規約・細則
火災共済	風水害等給付金付火災共済
自然災害共済	自然災害共済
	個人賠償責任共済

●個人賠償責任共済は火災共済に30口以上加入している場合にセットできる保障です。

2 共済商品のしくみ

契約概要

火災共済

ご契約の住宅や家財に火災・風水害などの損害が発生した場合、共済金をお支払いします。

契約は住宅と家財のそれぞれにおいて、住宅は1棟ごとに、家財は1棟の住宅内に収容されている家財ごとに契約します。

※セットできる特約などについては、P.23「特約などの概要」をご確認ください。

※建物構造区分が「木造構造」の場合は20口以上、「鉄骨・耐火構造」「マンション構造」の場合は30口以上でご加入ください。

自然災害共済

ご契約の住宅や家財に地震、風水害、盗難などによる損害が発生した場合、共済金をお支払いします。

火災共済にセットして加入できます(火災共済に加入する住宅ごと、家財ごとに火災共済と同口数で加入してください)。加入できるタイプは大型タイプまたは標準タイプのいずれかです(住宅1棟に対して複数の契約がある場合には同一タイプに統一して加入ください)。大規模地震対策特別措置法にもとづく警戒宣言が発令された場合には、当該地域に所在する住宅または家財については、新規・増額契約はお引き受けできません。

●加入口数

住宅は400口(4,000万円)、家財は200口(2,000万円)までの範囲で、それぞれで定めている加入基準を上限に偶数口数(2口単位)で加入できます。 ※他の火災共済・保険などに加入されている場合は、他保険などの契約金額を差し引いた額(口数)でご加入ください。

3 共済金をお支払いする場合（支払事由）



※マンション構造専用（風水害保障なしタイプ）について、後述の“★”がついている共済金は風水害等による損害の場合、対象外となります。

火災共済

共済金の種類	
火災等共済金	保障の対象に火災等により損害が生じた場合 ※火災等とは…火災、落雷、破裂・爆発、突発的な第三者の直接加害行為（損害額5万円以上）、他人の住居からの水ぬれ、消火作業による冠水・破壊、他人の車両の飛び込み、住宅外部からの物体の落下・飛来
風水害等共済金★	保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅に、風水害等により損害が生じ、次の 1. または 2. に該当する場合 1. 住宅の損害額が10万円を超える場合（浸水による損害および住宅外部の損壊を伴わない吹き込み、浸み込み、漏入等による住宅内部のみの損害を除きます） 2. 住宅が床上浸水を被った場合 ※風水害等とは…暴風雨、突風・旋風（竜巻含む）、台風、高波・高潮、洪水、豪雨・長雨、雪崩、降雪、降ひょうまたはこれらによる地すべりもしくは土砂崩れ
持ち出し家財共済金 （家財契約がある場合）	持ち出し家財について、日本国内の他の建物（アーケード、地下街、改札口を有する交通機関の構内等もっぱら通路に利用されているものを除きます）内において火災等による損害が生じた場合
臨時費用共済金★	火災等共済金または風水害等共済金が支払われる場合
失火見舞費用共済金	保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅から発生した火災、破裂・爆発により、第三者の所有物に臭気付着以外の損害が生じ、見舞金等を現実に自己の費用で支払った場合
水道管凍結 修理費用共済金 （住宅の加入口数20口以上の場合）	保障の対象である住宅の専用水道管が凍結により損壊（パッキングのみの損壊を除きます）し、共済契約関係者が修理費用を自己の費用で支払った場合 ※凍結損害に伴い水ぬれ損害が同時に発生した場合は、水ぬれ損害として扱い、火災等共済金としてお支払いします。
バルコニー等 修繕費用共済金 （住宅契約がある場合で、かつ、 マンション構造のみ）	保障の対象である住宅の専用使用権付共用部分が火災等により損害を受け、その区分所有建物の管理規約にもとづき共済契約関係者が修繕費用を自己の費用で支払った場合 ※専用使用権付共用部分…共同住宅の居住者で構成される管理組合の規約において、専用使用権を承認された共用部分のこと（例）バルコニー、窓ガラス、窓枠、玄関扉など ※家財のみの契約の場合は、対象外となります。
漏水見舞費用共済金 （マンション構造のみ）	保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅から発生した事故（火災、破裂・爆発は除きます）を原因として、第三者の所有物に水ぬれ損害が生じ、見舞金等を現実に自己の費用で支払った場合
修理費用共済金★ （マンション構造のみ）	借用住宅に火災等または風水害等により損害が生じ、共済契約関係者が賃貸借契約にもとづき修理費用を自己の費用で支払った場合
住宅災害死亡共済金★	火災等共済金または風水害等共済金が支払われ、かつ、共済契約関係者がその事故を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合
風呂の空だき見舞金	保障の対象である風呂釜および浴槽が火災に至らない空だきにより、次の 1. または 2. に該当する場合 1. 風呂釜かつ浴槽が使用不能になったとき 2. 風呂釜が使用不能になったとき
付属建物等 風水害共済金★ （住宅の加入口数20口以上の場合）	風水害等により保障の対象である住宅の付属建物または付属工作物に10万円を超える損害が生じた場合 ※付属建物・付属工作物…物置、納屋、車庫、門、塀、垣、カーポートなど

自然災害共済

共済金の種類	
風水害等共済金★	保障の対象に風水害等による損害が生じ、次の 1.～3. に該当する場合（申し込み以前に発生した風水害等により、申込日の翌日から7日以内の共済期間中に生じた損害を除きます） 1. 住宅の損害額が10万円を超える場合（浸水による損害および住宅外部の損壊を伴わない吹き込み、浸み込み、漏入等による住宅内部のみの損害を除きます） 2. 家財の損害額が10万円を超える場合（浸水による損害および住宅外部の損壊を伴わない吹き込み、浸み込み、漏入等による家財のみの損害を除きます） 3. 住宅が床上浸水を被った場合
盗難共済金	盗難により次の 1.～3. のいずれかの損害が生じ、かつ、共済契約関係者が所轄警察署に被害の届け出をした場合 1. 保障の対象に盗取、損傷または汚損による損害が生じた場合 2. 日本国内の他の建物（アーケード、地下街、改札口を有する交通機関の構内等もっぱら通路に利用されているものを除きます）内において、持ち出し家財に盗取、損傷または汚損による損害が生じた場合 3. 保障の対象である家財を収容する建物内において生じた、通貨の1万円以上の盗取または共済契約関係者の名義の預貯金証書の盗取による損害が生じた場合。ただし、預貯金証書の盗取については、次のすべてを満たす場合（1）共済契約関係者が、盗取を知った後直ちに預貯金先に被害の届け出をしたこと（2）盗取にあった預貯金証書により、預貯金口座から現金が引き出されたこと ※汚損、損傷による盗難共済金の額は、「火災共済」より支払われる場合には、火災等共済金と合わせて損害の額を限度とします。 ※通貨・預貯金証書・持ち出し家財の損害は、家財契約がある場合のみ対象となります。 ※持ち出し家財の盗難とは、持ち出し家財が日本国内の他の建物内で、盗難に遭うことをいいます。
地震等共済金	地震等を原因とする焼失、損壊、埋没または流失により、保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅に損害が生じ、その損害額が100万円を超える場合 ※地震等とは…地震による損壊・火災、噴火による損壊・火災、津波による損壊
地震等特別共済金 （住宅および家財の合計 加入口数が20口以上の場合）	地震等を原因とする焼失、損壊、埋没または流失により、住宅に損害が生じ、その損害額が20万円を超え100万円以下の場合
付属建物等特別共済金★ ※大型タイプのみ （住宅の加入口数20口以上の場合）	保障の対象である住宅の付属建物または付属工作物が次の 1. または 2. に該当する場合 1. 風水害等による損害額が10万円を超える場合（申し込み以前に発生した風水害等により、申込日の翌日から7日以内の共済期間中に生じた損害を除きます） 2. 地震等による損害額が20万円を超える場合 ※付属建物・付属工作物…物置、納屋、車庫、門、塀、垣、カーポートなど
傷害費用共済金★	火災等共済金、風水害等共済金、地震等共済金または盗難共済金を支払われ、契約者本人または契約者と生計を一にする親族がその事故を直接の原因として傷害を受け、その日から180日以内に死亡または身体障がいの状態になった場合 ※「身体障害等級別支払割合表」に規定する身体障がいの状態になった場合、その障がいの程度に応じてお支払いします。

4 共済金をお支払いできない主な場合



火災共済

次のいずれかの事由により生じた損害
1.発効日以前に生じた損害
2.住宅の欠陥および老朽化に伴う雨もり、台風などで吹き込んだ雨もり
3.契約者、保障の対象の所有者、共済金受取人またはこれらの人の法定代理人の故意または重大な過失
4.保障の対象である家財（持ち出し家財を除きます）が、保障の対象である家財を収容する住宅外にある間に生じた事故
5.火災等または風水害等に際しての保障の対象の紛失または盗難
6.置き忘れ、紛失その他の共済契約関係者の管理下でない持ち出し家財の事故
7.直接原因であるか間接原因であるかを問わず、地震等
8.直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
9.直接原因であるか間接原因であるかを問わず、核燃料物質もしくは核燃料物質により汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
10.9.以外の放射線照射または放射能汚染
11.7.～10.の事由により発生した事故の延焼または拡大
12.発生原因がいかなる場合でも、7.～10.の事由による事故の延焼または拡大
13.7.～10.の事由に伴う秩序の混乱
14.物置・納屋・車庫などの付属建物、門・塀・垣・カーポートなどの付属工作物の損害（風水害等共済金）
15.借用住宅の改築、増築または取りこわし等の工事（借家人賠償責任特約）
16.次の損害賠償責任を負担することにより被った損害（借家人賠償責任特約） （1）被共済者と借用住宅の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任 （2）被共済者が借用住宅を貸主に引き渡した後に発見された損傷、汚損に起因する損害賠償責任
17.共済契約関係者またはこれらの人の法定代理人の故意（類焼損害保障特約）
18.類焼保障被共済者またはその法定代理人の故意、重大な過失または法令違反（他の類焼保障被共済者が受け取る金額については除きます）（類焼損害保障特約）

【個人賠償責任共済】

次のいずれかの損害への賠償責任 1.被共済者の範囲に含まれる親族、およびその同居親族に対する損害 2.暴行または殴打に起因する損害 3.職務従事に起因する損害 4.被共済者が所有・使用・管理する財物に関する損害 5.心神喪失に起因する損害 6.自動車、バイクなどの車両、船舶、航空機、銃器の所有・使用・管理に起因する損害 7.地震もしくは噴火またはこれらによる津波により生じた損害 など	
---	--

自然災害共済

次のいずれかの事由により生じた損害 1.【火災共済】の「共済金をお支払いできない主な場合」1.～4.の事由 2.風水害等、地震等または火災等に際しての保障の対象の紛失または盗難 3.家財の置き忘れもしくは紛失、または置き引き、車上ねらい、もしくはその他共済契約関係者の管理下でない持ち出し家財の盗難 4.持ち出し家財である自転車および原動機付自転車の盗難 5.【火災共済】の「共済金をお支払いできない主な場合」8.～10.の事由、8.～10.の事由により発生した事故の延焼または拡大、発生原因がいかなる場合でも8.～10.の事由による事故の延焼または拡大、および8.～10.の事由に伴う秩序の混乱 6.地震等が発生した日から10日を経過した後に生じた損害（地震等共済金、地震等特別共済金、付属建物等特別共済金） 7.原因がいかなる場合でも、頸部症候群（いわゆる「むち打ち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの（傷害費用共済金） 8.物置・納屋・車庫などの付属建物、門・塀・垣・カーポートなどの付属工作物の損害（風水害等共済金、地震等共済金、地震等特別共済金） など	
--	--

※「共済金をお支払いできない主な場合」は、特約等も含みます。

5 自然災害共済の共済金が削減される場合

 契約概要  注意喚起情報

- 自然災害共済は、当会・交連共済・電通共済生協・教職員共済（以下「自然災害共済実施生協」といいます。）が共同で実施するものです。1回の風水害等または地震等による自然災害共済実施生協全体の所定の支払共済金総額が、あらかじめ定めた次の総支払限度額を超える場合は、お支払いする共済金をその所定の支払共済金総額に対する総支払限度額の割合によって削減してお支払いします。なお、2000年5月の制度実施以降、2011年の東日本大震災を含め、支払共済金総額が総支払限度額を超えたことはなく、共済金は削減せずにお支払いしています。

(1) 風水害等の総支払限度額…600億円

※ この額は、1900年以降に発生した過去の風水害等（最大の台風である1959年の伊勢湾台風を含みます。）と同程度の風水害等であれば概ね削減せず共済金をお支払いすることのできる水準に設定していますが、過去に類をみない超大規模の風水害等については共済金を削減してお支払いする可能性があります。

(2) 地震等の総支払限度額…5,500億円

※ この額は、1900年以降に発生した過去の地震等（2011年の東日本大震災を含みます。1923年の関東大震災は除きます。）や近い将来発生する可能性のある首都直下型地震、南海トラフ地震（注）のうち東海地震、東南海地震、南海地震などと同程度の地震等であれば概ね削減せず共済金をお支払いすることのできる水準に設定していますが、1923年の関東大震災級の地震や南海トラフ地震のうち最大規模の地震などのように発生する可能性が非常に低い超大規模の地震については共済金を削減してお支払いする可能性があります。

（注）南海トラフ沿いを震源域とする大規模地震の総称をいいます。

- 当会では大規模な風水害等や地震等に備えて準備金の積み立てを行っていますが、風水害等または地震等によって共済事故が異常に発生し、準備金を取り崩してもなお所定の共済金をお支払いすることができない場合は、1.にかかわらず、総会の議決を経て、お支払いする共済金の分割払い、お支払いの繰り延べ、削減をさせていただくことがあります。
- 共済金を削減して支払う恐れがあるときは、支払う共済金の一部を概算払いし、支払うべき共済金が確定した後に、差額をお支払いさせていただくことがあります。

6 お支払いする共済金の額

 契約概要  注意喚起情報

➡ P.4～10、P.19をご確認ください。

7 特約などの概要

 契約概要

内 容	セット加入の条件
借家人賠償責任特約 借用住宅の借主（被共済者）の過失で火災、破裂・爆発、漏水等が発生し、借用住宅に損害が生じたことにより、借主が貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に共済金をお支払いします。	火災共済（家財）に30口以上加入し、次の（1）～（3）のすべてに該当する場合に加入できます。 （1）借用住宅に基本契約の保障の対象である家財が収容されているとき （2）借用住宅が共済契約関係者の所有でないとき （3）借用住宅の借主（被共済者）と借用住宅の貸主との間で、借用住宅の賃貸借契約または使用貸借契約がされているとき ※被共済者は共済契約関係者でなければなりません。
類焼損害保障特約 契約している住宅から発生した火災、破裂または爆発により近隣の住宅およびそこに収容される家財に損害が生じた場合に、その住宅および家財の所有者（類焼保障被共済者）に共済金をお支払いします。	火災共済に30口以上加入している場合に加入できます。 ※1物件に1契約とします。

盗難保障特約 盗難により損害が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合に共済金をお支払いします（家財のみが保障の対象です）。	火災共済のみの加入で家財に30口以上加入している場合に加入できます。 ※自然災害共済に加入している場合は加入できません。
--	---

個人賠償責任共済

日本国内において、次の（1）や（2）により、他人を死傷させたり、他人の物を壊したり、電車等を運行不能にさせたことで、被共済者が法律上の損害賠償責任を負った場合に共済金をお支払いします。

（1）日常生活における偶然な事故

（2）被共済者が居住する住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故

【被共済者の範囲】 損害の原因となった事故発生時において、次に該当する方。

（1）主たる被共済者（＝火災共済の契約者） （2）主たる被共済者の配偶者

（3）主たる被共済者またはその配偶者の同居の親族 （4）主たる被共済者またはその配偶者の別居の未婚の子

（5）被共済者の親権者、法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族（被共済者が責任無能力者である場合、その方に関する事故に限り、被共済者に含みます。）

8 保障の重複について

 注意喚起情報

下記の特約をセットする場合、当会および当会以外のご契約ですすでに同種の保障に加入しているときや、主たる被共済者とそのご家族で同種の保障に加入しているとき、保障が重複することがあります。重複すると、保障の対象となる事故について、どちらのご契約からでも保障されますが、いずれか一方のご契約からは保険金や共済金が支払われない場合があります。それぞれのご契約内容の違いや保障される金額をご確認いただき、保障の要否をご判断いただいたうえでご加入ください。

類焼損害保障特約 **個人賠償責任共済** **盗難保障特約** **借家人賠償責任特約**

9 保障の対象

 契約概要

住 宅

共済契約関係者が所有し、人が居住している日本国内の住宅または事務所・店舗等併用住宅

※共有持分になっている場合は、持分にに応じて分割して契約し、可能な限り所有者を契約者としてください。

※民泊（住宅を活用し、宿泊料を受けて人を宿泊させる営業）物件は、人が居住している建物に該当しないため、加入できません。

なお、共済契約関係者が居住される場合には、共済契約関係者がもっぱら居住している部分に限り加入できます。

事務所・店舗等併用住宅の扱いについて

事務所・店舗等併用住宅で、次のいずれかに該当する場合には、共済契約関係者がもっぱら居住している部分に限り加入できます（いずれにも該当しない事務所・店舗等併用住宅の場合は、事務所、店舗等含め住宅全体を対象に加入できます）。

 事務所・店舗等部分の面積が居住部分の面積を超える場合  事務所・店舗等部分の面積が20坪以上となる場合

 次の用途を兼ねる住宅 ● 常時10人以上が業務に従事する事務所、火薬類専門販売業・再生資源集荷業、作業員宿舍・簡易宿泊所、貸座敷・待合・割烹・料亭、キャバレー・ナイトクラブ・バー・スナック・ビアホールその他これらに類するもの、映画館・劇場・遊技娯楽場、工場・作業場（常時5人以上が作業に従事するもの）・倉庫・車庫

住宅の構造について

構造区分は3区分です。「建物形態」「柱の材質」「耐火基準」にもとづき決定します。掛金は構造区分により異なります。

木造構造	鉄骨・耐火構造	マンション構造
マンション構造および鉄骨・耐火構造に該当しない住宅	マンション構造に該当しない住宅で以下1.～4.のいずれか 1.次のいずれかに該当する住宅 ●コンクリート造 ●コンクリートブロック造 ●れんが造 ●石造 ●土蔵造 ●鉄骨造 2.耐火建築物（戸建てのみ） 3.準耐火建築物（戸建て・共同住宅） 4.省令準耐火建物（戸建て・共同住宅）	以下1.または2.のいずれか 1.次のいずれかに該当する共同住宅 ●コンクリート造 ●コンクリートブロック造 ●れんが造 ●石造 2.耐火建築物の共同住宅

家 財

共済契約関係者が居住する日本国内の住宅に収容される共済契約関係者が所有する家財

※事務所・店舗等併用住宅の場合は、共済契約関係者がもっぱら居住する部分に収容される家財に限りです。

※貸家の場合は家財には加入できません。

保障の対象とならない住宅・家財（抜粋）

●通貨、預貯金証書、有価証券、電子マネー、貴金属、美術品、自動車およびその付属品、動物・植物等の生物など
●事務所・店舗等専用の建物、営業用の商品、器具備品、設備など ●稿本、設計図、図案、ひな形、鋳型、模型、証書、帳簿など
●データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物 ●空家・別荘等、人が居住していない住宅およびその住宅内の家財
●法人名義の住宅

10 共済期間および保障の開始

契約概要

注意喚起情報

共済期間

毎年1月1日0時から12月31日24時までの1年です。

- 共済期間の途中で加入・変更・解約をすることができます。中途契約の共済期間は、申込日の翌日以降に指定した共済契約の発効日から最初に到達する12月31日までです。ただし、発効日から満期日までが3ヵ月未満の場合は、指定した共済契約の発効日から翌年の12月31日までです。
 - お申し出のない限り、同一の契約内容で自動更新となり手続きは不要です。ただし、更新日にご契約の住宅または家財が、保障の対象の範囲外である場合は更新できません。
- ※事業規約・細則の改正があった場合には、掛金の額、保障内容等*を変更することがあります(本ページ「**15** 規約・細則の変更について」をご覧ください)。
- *共済金をお支払いする場合(支払事由)および共済金の額、その他契約の内容となるすべての事項

保障の開始

当会が加入の申し込みを承諾した場合、次のように契約が成立し保障が開始します。なお、契約承諾の通知は共済契約証書の発行に代えさせていただきます。

- **申し込みと同時に初回掛金を払い込む場合**
初回掛金の払い込まれた日の翌日午前零時から保障開始(発効)。
※申込書の提出が初回掛金の払込日より遅い場合は、申込書の受付日(消印日)の翌日午前零時から保障を開始します。
- **給与控除または、自動払込により初回掛金を払い込む場合**
契約の効力は申込書の受付日(消印日)の翌々月1日午前零時から発生(発効)します。
※初回掛金は申込書を受付けた日(消印日)の翌月に引き落としを行います。
現職者の方…給与支給日
退職者の方…24日(金融機関等の休業日にあたる場合は前営業日となります)
※受付日によって初回掛金の引き落としの処理が間に合わない場合は、翌月の引落日に2ヵ月分の掛金をまとめて引き落としますので、ご了承ください。
※初回掛金の引き落としができなかったときは、申し込みはなかったものとなります。

11 掛金

契約概要

注意喚起情報

各共済1口あたりの掛金額および特約の掛金額は▶ **P.9～10、P.15～16** をご確認ください。

※掛金の算出上発生した端数(円未満)は切り上げて算出します。

12 掛金の払込方法

契約概要

注意喚起情報

2回目以降の掛金払込

- (1) 月払いの場合
 - ① 現職者の方は毎月給与支給日に給与または指定の口座から引き落とします。
 - ② 退職者の方は毎月24日(金融機関等の休業日にあたる場合は前営業日)に指定の口座から引き落とします。
- (2) 年払いの場合
 - ① 現職者の方は毎年12月の給与支給日に給与または指定の口座から引き落とします。
 - ② 退職者の方は毎年12月24日(金融機関等の休業日にあたる場合は前営業日)に指定の口座から引き落とします。

※領収証は共済契約証書等で代えさせていただきます。

13 掛金の払込猶予期間

注意喚起情報

払込期日の翌日から3ヵ月の猶予期間があります。払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、契約は失効します。

契約締結時にご注意いただく事項

1 告知義務(加入申込書の記入上の注意事項)

注意喚起情報

申込書は当会と契約を締結するもの、および質問事項を告知するものとして重要です。質問事項には正確にお答えください。正確にお答えいただけなかった場合、契約が解除となり、共済金をお支払いできないことがあります。契約者自身をご記入いただき、内容を充分にお確かめのうえ、署名・押印してください。

2 クーリングオフ

注意喚起情報

契約申込者(契約者)は、申込日を含めた8営業日以内であれば、書面または電磁的記録により、申し込みの撤回(クーリングオフ)ができます。

※書面による場合は、契約の種類、申込日、契約者の氏名、住所、保障の対象の所在地(火災共済・自然災害共済の場合)、主たる被共済者の氏名(個人賠償責任共済の場合)、クーリングオフする旨を明記し、署名・押印のうえ、当会に提出してください。
※電磁的記録による場合は、当会ホームページの受付フォームよりお申し出ください。

3 規約・細則の変更について

契約概要

注意喚起情報

当会が事業規約・細則を改正した場合には、更新日時点における事業規約および細則にもとづく掛金の額、保障内容等(支払事由、共済金の額、その他の契約内容となるすべての事項)により更新します。また、当会は共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化その他の事情により必要が生じた場合には、掛金の額の変更を伴わない範囲で保障内容等を変更する場合があります。なお、この場合には、変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について、当会ホームページへの掲載その他の方法により周知します。

契約締結後にご注意いただく事項

1 契約内容に関する届け出

注意喚起情報

契約者は次の場合、J P 共済生協へご連絡ください。ご連絡がないと、共済金をお支払いできない場合があります。

- 氏名や住所が変更となった場合(指定代理請求人を含む)
 - 火災共済、自然災害共済、個人賠償責任共済、個人賠償責任共済を提供する他の契約に加入したとき
 - 住宅または家財を収容する住宅の用途や構造を変更、または解体・増改築するとき
 - 30日以上空家または無人にするととき
 - 保障の対象を移転または変更するとき
 - 保障の対象である住宅の滅失、解体、譲渡、または保障の対象である家財を収容する住宅の滅失、解体したとき
 - この契約で保障される災害等以外の原因により損害を受けたとき
 - 保障の対象の範囲外になったとき
 - 同居家族の人数が変わったとき
 - 契約者が死亡したとき
- ※故意または重大な過失により遅滞なく届け出をしなかったとき、または届け出をした場合で当会が契約の継続を承諾しない場合は、契約を解除することがあります。

2 共済金等を確実にご請求いただくために

注意喚起情報

契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者があらかじめ指定した代理人(指定代理請求人)が共済金等を請求することができます(「指定代理請求制度」といいます)。

また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき等には、契約者の代理人となりうる方(代理請求人)が共済金等を請求することができます(「代理請求制度」といいます)。

3 契約の解約・取り消し・消滅

注意喚起情報

- 契約者はいつでも将来に向かって契約を解約することができます。当会所定の解約届を提出してください。
- 契約者が、申し込みの際に、詐欺・強迫行為を行ったときには、契約が取り消されることがあります。

※支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときには、返還していただきます。

※取り消された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。

- 次のいずれかに該当する場合、契約は消滅します。
 - ⑦ 保障の対象が滅失したとき、または解体・譲渡されたとき
 - ⑧ 保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅の70%以上を損壊、焼失または流失したとき

4 契約の無効

注意喚起情報

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

すでに共済金等を支払っていたときは返還していただきます。また、当該契約の掛金の全部または一部を契約者にお返しします(⑦のときを除きます)。

各共済・特約共通

- ⑦ 保障の対象が契約の発効日または更新日において、保障の対象の範囲外の時
- ⑧ 契約の発効日において、保障の対象である住宅または保障の対象である家財を収容する住宅について、70%以上の損壊、焼失または流失が発生していたとき
- ⑨ 契約の発効日、更新日または変更承諾日において、**P.23**「**7** 特約などの概要」の表にある借家人賠償責任特約の加入条件のいずれかを満たしていないとき(借家人賠償責任特約)
- ⑩ 共済金額が当会の規定する最高限度額を超えていたときはその超えた部分
- ⑪ 住宅1棟およびそこに収容される保障の対象である家財につき、複数の類焼損害保障特約が締結されていたとき(類焼損害保障特約)
- ⑫ 同一の契約者により同一の保障の対象である家財につき、複数の盗難保障特約が付帯されていたとき(盗難保障特約)
- ⑬ 契約者の意思によらず契約が申し込まれたとき
- ⑭ 契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をしたとき

自然災害共済

上記に加え、次のいずれかに該当する場合も、無効になります。

- ⑮ 大規模地震対策特別措置法にもとづく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、地震防災対策強化地域として指定された地域の発令期間中に申し込まれた契約(更新契約または中途変更の場合は、増額部分)
- ⑯ 共済金額が、同時に加入している火災共済契約の共済金額を超えていたときは、その超えた部分

5 契約の解除

注意喚起情報

次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。

- ⑰ 共済金受取人(個人賠償責任共済の場合は損害賠償請求権を有する被共済者または共済金を受け取るべき人、借家人賠償責任特約の場合は被共済者、類焼損害保障特約の場合は類焼保障被共済者)が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
- ⑱ 共済契約関係者または共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
- ⑲ 共済契約関係者または共済金受取人が、反社会的勢力*1に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係*2を有していると認められるとき
- ⑳ 前記⑰～⑲までのいずれかに該当するほか、当会との信頼関係が損なわれ、当会が、契約の存続を不適当と判断したとき
- ㉑ 契約者が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき

- *1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- *2「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。

※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合は、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。

※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。

※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。なお、当該契約の未経過共済期間(1ヵ月に満たない端数日は切り捨てます)に相当する掛金をお返しします。

※前記⑲の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

6 掛金の保険料控除について

注意喚起情報

自然災害共済の地震等損害部分に相当する掛金は、地震保険料控除の対象となります。

7 他の共済・保険などに加入している場合の共済金支払い

注意喚起情報

当会の火災共済(セットしている特約を含みます)、自然災害共済のほかに、他の共済や火災保険、地震保険、各種特約などに加入している場合で、それぞれの契約から支払われる共済金などの合計額が、損害額を超えるときは、それぞれの契約から支払金額の合計が損害額を超えないように減額して支払われる場合があります。